

議案第38号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年6月5日 提出

羽曳野市長 北川嗣雄

提 案 理 由

租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)の一部改正に伴い、所要の改正を行う
必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 の 5 の項中「第 25 条の 4 第 16 項」を「第 25 条の 4 第 17 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新				旧																																			
別表第 8(第 2 条関係) 租税特別措置法関係				別表第 8(第 2 条関係) 租税特別措置法関係																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>事務</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～4 省略</td></tr> <tr> <td>5</td><td>令第 25 条の 4 第 17 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査</td><td>1 件</td><td>24,000 円</td></tr> <tr> <td colspan="4">6 省略</td></tr> </tbody> </table>				項	事務	単位	金額	1～4 省略				5	令第 25 条の 4 第 17 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査	1 件	24,000 円	6 省略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th><th>事務</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～4 省略</td></tr> <tr> <td>5</td><td>令第 25 条の 4 第 16 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査</td><td>1 件</td><td>24,000 円</td></tr> <tr> <td colspan="4">6 省略</td></tr> </tbody> </table>				項	事務	単位	金額	1～4 省略				5	令第 25 条の 4 第 16 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査	1 件	24,000 円	6 省略			
項	事務	単位	金額																																				
1～4 省略																																							
5	令第 25 条の 4 第 17 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査	1 件	24,000 円																																				
6 省略																																							
項	事務	単位	金額																																				
1～4 省略																																							
5	令第 25 条の 4 第 16 項に規定する地区外 転出事情に該当することについての認定 の申請に対する審査	1 件	24,000 円																																				
6 省略																																							
別表第 9～別表第 19 省略				別表第 9～別表第 19 省略																																			
附表 1～附表 3 省略				附表 1～附表 3 省略																																			